

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520050	査証の取得及び上陸許可申請に係る基準の緩和	出入国管理及び難民認定法第七号の基準を定める省令	外国人が、本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する場合、原則として、大学(短期大学を除く。)を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは3年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有していることが必要である(企業内転勤の場合はこの限りではない。)		研究に係る在留資格に関する就業査証の取得及び当該在留資格による上陸許可申請について、従事しようとする研究分野における修士の学位又は3年以上の研究の経験を有することが必要とされているところ、我が国の研究機関に招聘され、当該研究機関において大学との共同研究に従事し、当該大学による修士の学位の授与が予定されている者については、これらの条件に該当しているものと見なすことを求める。なお、修士の学位が取得できなかった場合については、当該査証は直ちに失効することとする。	大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている。「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトが実施される予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究を行うこととし、その成果については、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者の「リクルートメント」にもつなげることとしている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与され、報酬も支払われるが、今後の活躍が期待される若手の研究者を中心とするため、修士の学位や3年以上の研究の経験を有しないが極めて優秀な者を招聘することも想定される。現行制度ではそうした研究者は報酬を得て同研究所で共同研究プロジェクトに参加することが出来ない。そこで本提案を行うものであり、これが実現することにより、アジア・太平洋との連携を通じたイノベーションによる地域経済の活性化、地域の大学の活性化につながることでできると考えられる。	C	Ⅲ	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとしており、在留資格「研究」では、本邦の公私の機関との契約に基づき、報酬を受けて専門的、科学的な研究を行う外国人研究者を受け入れるものである。現行の基準は当該専門的研究者の受入れ基準として合理的であり、その緩和は困難である。なお、国又は地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、修士の学位等がなくとも入国することが可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。また、本提案に係る能力を有する者が入国する際に活用可能な在留資格についても併せて回答願いたい。	○ 専門性は学位や研究経験のみではなく、当該研究者の知見、能力等を含めて総合的に判断されるべきものであり、現行の受入基準は根拠が不明確である。 ○ 現行の基準は修士の学位を有していない優秀な研究者を一律に排除することになり、専門的分野における外国人労働者の積極受入という政府の方針と反する。 ○ 貴省ご回答後半の契約に基づいて研究を行う業務とは、具体的にどの様なものを指すのか。 ○ 国や地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人のみではなく、営利非営利を問わず、高度な研究を行う質の高い研究機関が招聘する優秀な研究者は修士の学位の有無に関わらず入国を可能とすべき。(詳細は補足資料)	C	Ⅲ	修士の学位を有する者等については、研究者として活動するだけの能力を十分に有すると考えられ、そのような研究者の積極的な受入れを図るために、在留資格「研究」の受入れ要件として当該外国人について大学(短期大学を除く。)を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有することとしているのであり、我が国において、研究活動を行うおとす者に係る受入れの基準として、十分合理性があり、緩和を行うことは困難である。国や地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人については、その業務の公共性が担保されていることにかんがみ、例外的に修士の学位等がなくとも入国を可能としているものである。また、前回答の後半部分にある「契約に基づいては、研究活動が何らかの契約に基づいて行われる場合をいい、雇用に限らず、委任、請負等に基づいて行われるものも含まれるが、特定機関(複数でも差し支えない。)との継続的なものでなければならない。なお、理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、社会学、文学、心理学その他の人文科学分野(いわゆる文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる。)の学士の学位等を有する者であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」で入国して、その有する技術や知識を生かし、研究に係る業務(調査、情報収集・分析等)に従事することは可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答においては、社会科学を含む人文科学分野の学士の学位を有するものであれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」で入国して、報酬を得て研究に従事することができることであるが、「出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件」及び「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について)を見る限りでは、当提案の実現の可否については定かではない。研究国関係する調査、情報収集、分析等の業務に報酬を得て従事することが可能である旨を、通知等において例示することにより明確化を行うことは可能か。(詳細は補足資料)	アジア太平洋研究所プロジェクト	103030	(株)三井物産戦略研究所	東京都	法務省 外務省